

史料紹介

「弾直樹追賞の事情」の公文書について

友寄 景方

はじめに

一九〇〇年(明治三三)三月一〇日付の『官報』第五〇〇四号は、「褒賞」の項で次のような内容を掲示した。

○特例銀杯下賜 賞勲局ニ於テ本月二日追賞トシテ銀杯一組ヲ下賜セシ者左ノ如シ 東京府東京市浅草区龜岡町 弾直樹 亡父直樹夙ニ志ヲ工業ニ励マレ維新ノ初メ兵制ノ革マルヤ軍靴ノ供給ヲ船載ニ仰クヲ慨シ之レカ起業ノ法ヲ講シ当路ニ陳疏シ有識ニ質問シ苦心慘憺米国造靴師ヲ聘シテ徒弟ニ伝習セシメ尋テ洋式製革所ヲ設ケ爾来屢、障碍ニ遭ヒ巨資ヲ折耗スルモ屈セス債ヲ募リ産ヲ擧ケテ之ヲ支持シ中道遂ニ其業ヲ他ニ附託セシト雖モ已ニ養成スル所ノ靴工五百余人各地ニ散在シ独立業ヲ営ム者多ク今日復タ皮靴ノ輸入ヲ見サルニ至ル其率先啓迪ノ功

空シカラス洵ニ奇特トス依テ為其賞銀杯一組下賜候事
三月一〇日付の『国民新聞』三五五号、『東京日日新聞』八五二三号によれば、賞勲局から東京府を経て、弾直樹に銀杯が渡ったのは同月七日のことであった。

銀杯下賜から一五年後、帝国公道会の機関誌『公道』第二卷第三号(一九一五年六月一日)は、同会の講師・岡本道寿による「弾直樹追賞の事情」を掲載した。そこには、銀杯下賜を通知する賞勲局の文書のほか、「故弾直樹ノ履歴」、「追申書(一)」、「追申書(二)」の三つの文書が記されている。

冒頭で、岡本は「直樹か為人は其死後に於て嗣子及番頭より東京府へ差出したる書類に悉せるを以て敢て蛇足を加へず其假本誌に載す、多少冗漫の嫌あれども特に紙白を割愛すること、なす」と、あたかも提出された書類を原文・原形で記しているように述べている。

しかしながら、「弾直樹追賞の事情」の原史料である国立公文書館および東京都公文書館に収蔵されてきた複数の公文書を調べたところ、『公道』記載のものとは、かなり異なる部分があることが分かった。小稿では、『公道』の記事と、公文書とを対比して、その相違を検討した上で、公文書の原文を紙数の許す限り紹介したい。

三件の公文書

まず、公文書について記しておこう。東京都公文書館には、一八九九年六月七日原議作成の「追賞之件 故弾直樹」(①官房文書・秘書・褒章・雑件・第一卷〈知事官房〉、請求番号・623—C8—6)、一八九九年九月一日原議作成の「追賞上申 銀杯下賜 故弾直樹 浅草区長」(①文書類纂・官房文書・褒賞・第一類・褒賞篤行献納雑件・第一卷〈知事官房〉、請求番号・624—C8—5)のふたつの公文書が所蔵されている。一方、国立公文書館には、一九〇〇年二月二十八日上奏の「弾直樹亡父弾直樹追賞ノ件」(公文雜纂・明治三十三年・第二卷・内閣二・内閣二(賞勲局二)、請求番号・本館—2A—013—00・纂00502100)のひとつがある。

「追賞之件 故弾直樹」は、東京府の原議、東京市長の

申達書、浅草区長からの添申書という行政内文書に続いて、弾直樹・石垣元七両名による「陳情書」(これに「弾直樹ノ履歴」という題が付けられている)、男爵船越衛による「副申書」(「故弾直樹履歴副申」という題がある)のふたつがあり、「陳情書」、「副申書」は、「名花堂」という店の名前の入った用紙に書かれ、印が押されている。この点が、他の公文書と違うところである。他の公文書では、いずれも「東京市浅草区役所」名の用紙に記され、印は略されている。つまり、写であり、「名花堂」名の用紙に認められたものが、「原本」と考えられる。

「追賞上申 銀杯下賜 故弾直樹 浅草区長」は原議(農商務大臣宛の上申書)、添付文書として①原議、②一八九九年七月一日付東京市長よりの上申書、③同年九月七日付浅草区長よりの上申書、④同年七月一二日付浅草区長よりの上申書、⑤戸籍、⑥弾直樹の履歴書、⑦「故弾直樹ノ履歴」、⑧故弾直樹履歴副申、⑨故弾直樹行賞事項表、⑩故弾直樹行賞事項要領、⑪追申書、⑫賞勲局総裁よりの褒状、⑬一九〇〇年三月七日付原議、⑭同年三月六日付農商務大臣秘書官より東京府知事への文書からなっている。

「弾直樹亡父弾直樹追賞ノ件」は、①一九〇〇年二月二八日付山県有朋内閣総理大臣の上奏書、②同年二月

二六日付賞勳局総裁より山県内閣総理大臣宛上申、③同年二月付曾禰荒助農商務大臣より大給恒賞勳局総裁宛書類、④一八九九年一月二日付千家尊福東京府知事より曾禰荒助農商務大臣への上申書、⑤同年七月一二日付浅草区长より千家東京府知事への上申書、⑥戸籍、⑦弾直樹の履歴書、⑧「故弾直樹履歴」、⑨故弾直樹履歴副申、⑩故弾直樹行賞事項表、⑪故弾直樹行賞事項要領、⑫追申書。⑤から⑫は、「追賞上申 銀杯下賜 故弾直樹 浅草区长」の添付文書④から⑫と同一のものであるが、「故弾直樹行賞事項要領」で省略されている図面―「陸軍造兵司ヨリ拝借地 王子滝ノ川元反射炉跡」と「浅草橋場町元鑄錢座跡」―が添付されている。

異なる内容

『公道』に掲載された岡本道寿の「弾直樹追賞の事情」は、「故弾直樹ノ履歴」、「追申書（一）」、「追申書（二）」の三つの文書が、東京府に提出されたように記しているが（正しくは政府が提出先。東京府・浅草区役所は窓口にすぎない）、このうち、「追申書（二）」に該当するものは、公文書として存在していない。「追申書（二）」の内容は、なかなか興味深いものではあるのだが。「追申書（一）」は、

「弾直樹亡父弾直樹追賞ノ件」、「追賞上申 銀杯下賜 故弾直樹 浅草区长」の添付文書のうち、「追申書」に該当する。一方で、船越衛による「副申書」は、「弾直樹追賞の事情」では無視されている。

弾直樹没後の、二代目弾直樹と船越衛との関係は詳らかではないが、柳瀬勁介による『社会外の社会穢多非人』（二九〇一年）で、編者の権藤震二が「亡友遺稿刊行の始末」で「勁堂は「中略」他の幫助を受たること尠からず、予が記憶する所を以てするも船越衛翁は団家に紹介し」と記していることから、関係は続いていたと見られる。公文書にある「弾直樹の履歴書」、「故弾直樹行賞事項表」、「故弾直樹行賞事項要領」は、今まで知られていなかったものである。「弾直樹追賞の事情」に記されている賞勳局総裁よりの文書は、官報と公文書に見られるように、「褒状」である。

「弾直樹追賞の事情」では、「故弾直樹ノ履歴」の日付は「明治三十年四月」、宛名は「東京府知事侯爵久我通久殿」とされているが、公文書では、「明治三十二年四月」、「東京府知事男爵千家尊福殿」となっている。「追賞之件 故弾直樹」の「陳情書」、「副申書」の現物を見ると、もともと「東京府知事侯爵久我通久殿」とされていた宛名の上に「東京府知事男爵千家尊福殿」の貼り札がされ

ており、「三十二年」の「二」は、あとから書き足したものと判断できる筆跡である。

弾直樹追賞関係の公文書

以下に掲載するのは、「弾直樹の履歴書」、「故弾直樹ノ履歴」、「故弾直樹履歴副申」、「故弾直樹行賞事項表」、「故弾直樹行賞事項要領」、「追申書」の六つの文書である。文書の配列の順序は、国立公文書館所蔵文書に従った。基本的に、旧漢字を新漢字に変更した以外は、明らかな誤記も含め、すべて原文どおりとした。

国立公文書館所蔵「弾直樹亡父弾直樹追賞ノ件」より

東京市浅草区亀岡町一丁目十四番地
平民弾直樹父製靴業
故 弾 直樹
年齢 文政七年七月十七日生
明治廿二年七月九日死亡
土地ヲ有ス
亀岡町一丁目十四番地同十五番地
一 宅地千七十二坪六合 一 宅地二百八十八坪三合五勺

同二丁目五十五番地
一 宅地九十九坪二合六勺
家屋ヲ有ス

亀岡町一丁目十四番地所在

一 木造平家 忝棟 此建坪四十八坪二合
一 土蔵平家 忝棟 此建坪十四坪八合二勺
一 同 忝棟 此建坪八坪七合五勺
一 同 忝棟 此建坪五坪
一 木造平家 忝棟 此建坪六坪
一 同 忝棟 此建坪四十三坪五合
一 同二階家 忝棟 此建坪八十七坪七合九勺
同十五番地所在
一 木造平家 忝棟 此建坪十九坪五合
一 同 忝棟 此建坪四十三坪五合
一 同 忝棟 此建坪九坪
一 同 忝棟 此建坪十七坪二合五勺
同二丁目五十五番地所在
一 木造平家 忝棟 此建坪九坪二合五勺
一 土蔵二階家 忝棟 此建坪十八坪
船舶ナシ
受賞

明治元年十月

主上御東幸被仰出候節手代共ヲ以テ沿道ニ派出為致内密
探索首尾相勤候廉ヲ以テ同十一月十五日東京府判事北島
千太郎殿白洲ニテ左ノ通り御褒賞被下候

彈 直樹

内密探索御用筋勉勵支配内ノ者等へモ申付方行届候

ニ付御褒美与銀三枚被下之

辰十一月 東京府

明治初年幕府医学所御引渡ノ上故直樹へ同所賄方被仰付
候後東京医学校ノ賄方勤務勉勵ノ処被思召同七年十月左
ノ通り御褒賞被下候

彈 直樹

依願賄用達差許候処維新以来無滞相勤別テ尽力致候

ニ付褒賞別紙目錄之通下賜候事

東京医学校

別紙目錄 羽二重 壹匹

明治十九年四月中町内出火ノ際貧民類焼者へ寄贈金ニ対
シ左ノ通

浅草区亀岡町一丁目

彈 直樹

浅草区亀岡町二丁目ヨリ出火ノ際類焼ノ貧民へ金百

円寄贈候段奇特ニ付三組木杯下賜候事

明治十九年四月廿三日

東京府知事從四位勲三等高崎五大

明治十年八月同十七年七月同十八年八月ノ三回ニ於テ左
ノ金額物品ヲ小学校へ寄附致候ニ付左ノ通

下総国葛飾郡根木内新田

彈 直樹

学資トシテ新宿学校へ金貳拾五円寄附候段奇特ノ事

ニ候依テ為其賞木杯壹個下賜候事

明治十年八月十三日

浅草区亀岡町一丁目

彈 直樹

浅草区待乳山小学校改築費ノ内へ金貳拾四円寄附候

段奇特ニ付木杯壹個下賜候事

明治十七年七月十日

東京府知事正五位勲五等芳川顕正

浅草区浅草亀岡町

彈 直樹

待乳山小学校へ炭五俵寄附ノ段奇特ニ候事

明治十八年八月八日

東京府知事從四位勲三等渡邊洪基

受刑ナシ

平素ノ志行

篤実勤儉慈愛ニ富ミ殊ニ書ヲ好テ鴻儒ニ交リ常ニ本邦製革製靴法ノ不備ヲ歎キ苦心經營ノ末其志ヲ得テ外人ヲ聘シ部下ニ其方法ヲ伝習セシメ屢々困厄ニ遭遇スルモ志想ヲ変セス身漸ク老テ遂ニ斯業ヲ他人ニ依附セリト云事業經營ノ始末

養家ノ業ヲ繼テ夙ニ志ヲ国家事業ニ傾ケ明治維新ニ際シ世上ノ変態漸ク斯業ニ影響シ皮革軍靴ノ製方総テ欧州法ニ抛ラサルヲ得ヌ加之當時兵制ヲ改革セラレ被服其他ノ付属品ハ悉ク欧米ノ制ニ則ラル、二方リ独軍靴ハ外国ノ供給ヲ仰クヲ慨歎シ之ヲ内国ニテ製スルニ至ラハ国家經濟上裨益尠ナカラスト明治二年三月始テ時ノ海陸軍當局者ニ具狀シ猶ホ其得失ヲ叩キタルニ何レモ賛成シ却テ起業ヲ慫慂セラレタリ依テ蹶然意ヲ決シ斯業ニ着手セント欲セリ然レトモ創業ノ主眼タル教師ヲ海外ヨリ聘セサルヘカラスルモ如何セン當時外国トノ交通未タ頻繁ナラス随テ相互ノ事情疏通セサルヲ以テ大ニ此点ニ困却セシカ偶マ海外ノ事情ニ通スルモノアリ同四年二月其紹介ニ依リ米國ヨリ教師ヲ雇ウコトヲ得タリ依テ従来隸屬セル部下ノ職ニ熱心ナルモノヲ選抜シテ之カ伝習ヲナサシムル為メ工場ヲ滝ノ川ニ設立シ始メテ欧米風ノ皮革及靴ヲ製出スルニ至ル此レ我國製靴ノ濫觴ナリ然ルニ同年平民籍編入ノコトヨリ大ニ事業ノ障碍ヲ来シ一時工場ヲ解散

スルノ止ムヲ得サルニ至リシカ漸クニシテ他ニ移転シ纔ニ維持スルコトヲ得タルモ既ニ監督權ハ政府ニ屬シ百事意ノ如クナラスシテ負債積ンテ山ヲナシ家財殆ント蕩尽ノ厄ニ遇フモ意ニ介セス爾來養フ所ノ熟練ナル職工散シテ民間ノ需用ヲ供スルニ至ルヲ見テ唯、素志ヲ貫徹シ事業モ亦成功シ聊カ国家ノ万一ヲ補益セシヲ榮トシ僅ニ余年ヲ送り明治廿二年二月溘然永眠セリ

資金ノ額

維新後諸般ノ御用頻繁限アル収入ヲ以テ支出ヲ償フニ足ラサルノ用途ニ対スル冗費ノミナラス一方ニハ外国教師ヲ聘シ皮革洋製伝習ノ創業費ヲ始メトシテ製靴ニ於ケル生徒養成ニ消耗シタル資金モ少小ナラス止ムヲ得サル事体ニ陥リ倒レテ止ムノ決心ヨリ資金拾壹万九千七百円余支出ノ内明治六年十一月中北岡文兵衛ト合併ノ當時立會調査ノ物品製靴及諸皮革貯蔵ノ外付属器械類見積額金式万九千七百円ハ故直樹ノ資金支出ヲ除キ全ク金九万余円ハ已ニ水泡ニ属シタルモノナリ

尚ホ水野久兵衛ヨリ注入ノ資金及他ノ債權者ノ負債額ハ北岡文兵衛ノ担当ニ属シ完済セシ金額四万七千五百余円ナリ王子滝ノ川ニ開始セシ当初皮革商十名ノ合資ニ係ル創業費ハ僅々一ヶ年内ニシテ金壹万八千円余ノ支消損失ナルヘシト

明治二年企画創草ヨリ同六年十一月ニ至ル迄ノ総費額ハ
一金拾八万五千二百余円

内訳

金貳万九千七百円

故弾直樹ノ資金支出額

金九万円

故弾直樹創業以降ノ消費額

金四万七千五百円余

故直樹
北岡文兵衛

合併後完済ノ金額

金壹万八千円

皮革商十名ノ創業消費額

東京都公文書館所蔵「追賞之件 故弾直樹」より

陳情書

東京市浅草区

浅草亀岡町壹丁目

拾四番地平民

弾直樹

外 老名

故弾直樹ノ履歴

故直樹ハ摂津国菟原郡灘住吉村寺田利左衛門ノ長子ニシ
テ天保十年巳亥江戸浅草弾左衛門ノ義子トナル因テ其姓
ヲ冒シテ弾ト云ヒ直樹ト称ス抑弾ノ家系タル鎌倉右府ノ
登庸ヲ辱ケナクセル以来ノ由緒ヲ以テ徳川氏開府ノ際モ

亦町奉行ニ隸属シ其部下ヲ督シテ以テ公務ニ従フヲ命セ
ラレル来世奉公之レカトム故直樹ノ時ニ丁ツテ恰カモ
幕末ノ紛冗ニ際シ將軍進發ノ警衛其他非常ノ御用繁忙ヲ
極メ日夜心身ヲ煩ハス就中伝馬町獄舎焼失ノ際ノ如キ其
囚人ヲ自邸ノ監内ニ引取り自費ヲ以テ懇篤ノ保護ヲ為セ
シ等奉公ノ事績將軍ニ聞達シ慶応四年戊辰正月小出大和
守町奉行所ニ徵召セラレ其家系ノ正シキト公用精勤ノ故
トヲ以テ平人ノ数ニ加ヘラレ愈々力ヲ公事ニ竭ス尔来世
上ノ形勢一変シ殆ント寧日ナキノ状況ニ至レルヤ東山道
御下向ノ参謀諸公中山道板橋駅ニ着陣セラル、ヤ故直樹
ハ直ニ薩藩々士樺山休兵衛土持佐平太種田左門諸氏ノ宿
営ニ就キ犒軍ノ徵意ヲ表シ精米百苞ヲ献シ尚百般ノ公命
ニ応センコトヲ申請セルニ大井ニ其篤志ヲ嘉セラレ専ラ
地理ノ嚮導軍事探偵ノ任ヲ受ケ直チニ敏捷ノモノヲ拔擢
シテ伏匿ノ兇徒ヲ探リ其動靜状況ヲ詳報シ倍々軍事ノ為
メニ奔走ス后チ幕政ヲ解キ町奉行ノ称ヲ廢シテ市制裁判
所ト改メラル、ニ及フヤ其年五月廿七日ヲ以テ同裁判所
附屬仰付ラル家職故トノ如シ是年九月明治ト改元ス
明治元年十月東京府郡部典事松浦武四郎氏 車駕東幸ノ
公務ヲ帯ヒテ東海道静岡へ出發セラル、ニ随行スルヤ命
ニ因リ手代石渡作兵衛石垣元七ヲシテ沿道ヲ偵察セシメ
帰京後永田町参興大久保市藏氏ニ報告セルノ故ヲ以テ同

十一月府庁ヨリ故直樹へ白銀三枚ヲ賜ヒ手代小林與七笠原伊左衛門石垣元七石渡作兵衛等ニ各金円ヲ賜フ
 同二年己巳三月故直樹意へラク従来皮革ヲ似テ專業トスル我部下ノ者ヲシテ歐洲製革法ヲ伝習セシメ大ニ之レカ改良發達ヲ図ラハ将来国益ノ一端タルヤ疑ヲ容レス加之軍制改革以來兵士必須ノ諸革具ハ必之レヲ内国ニテ製出シ得ルナラント尔来専心潛意日夜工夫ヲ怠ラス尚ホ知人薩藩士後ニ海軍病院頭取石神良策氏ノ意見ヲ叩キ後又旧若森稟知事池田徳太郎氏ニ会シ談シテ歐洲製革法並ニ軍靴製造ノ事ニ及フヨリ遂ニ同氏ヲ介シテ兵部權大丞船越衛氏ニ稟議シ又石神良策氏ニ依リテ兵部大丞川村純義氏ニ陳述スルニ亦以上ノ件ヲ以テス孰ツレモ其起業ヲ懲瀆セラレタルヲ以テ後船越權大丞ニ謁ヲ請ヒ詳カニ其計畫ヲ談シ其意見ヲ伺ヒタルニ同氏ノ言ニ云ク軍制改革以來軍用器具兵士被服ノ如キハ之ヲ内国ニ製出シ得ルニ至レルニ独リ軍靴ハ尚之ヲ海外ニ仰カサルヲ得サルハ実ニ軍機ノ独立ニモ関スル所ニシテ漸次之レヲ内国ニ製出スルノ途ヲ講セサルヘカラス故ニ此ニ從事スルモノハ国家ニ對スルノ本分トシテ之ヲ内地ニ製出スルヲ務メサルヘカラス若シ之レヲ成功セシメハ大ニシテハ国家ヲ利シ小ニシテハ民間ノ利便ヲ増進スヘキヲ以テ断然志ヲ決シテ起業ニ着手スヘキヲ勸誘激励セラレタリ又河村大丞

ノ意見モ全ク茲ニ在ルヲ以テ愈々意ヲ起業ニ傾注スルニ至リ部下ヲ督シテ之レカ経営規画ニ汲々タリシモ如何セシ時尚維新ノ初ニシテ内外ノ交通未タ完カラス彼我ノ事情相隔離セルヨリ容易ク外国人ヲ雇聘スルヲ得ス随テ歐洲製革法ノ伝習ヲ受ルニ由ナク昔年奔走遂ニ三年庚午六月ニ至リ紀藩山東一郎氏ニ解近シ辛フシテ其照会ヲ以テ米人「フレイチャル」ナル者ト教師雇聘ノ約ヲ結ヘリ依テ之レカ計画ノ方業ヲ具シ兵部省ニ請ヒシニ九月ニ至リ同省ヨリ造兵司附屬被仰付皮革製造伝習授業及ヒ軍靴製造伝習授業御用製造所トシテ王子瀧之川元反射炉ノ跡ヲ貸与セラル

同年十月更ニ旧静岡藩授産業トシテ伝習ヲ受ケタル士族高木某氏ヲ雇用シ舶来皮革ヲ以テ兵卒ノ短靴製造ニ着手シ部下熱心ノ職工ヲ選抜シテ伝習セシメタリ
 同四年辛未二月ニ至リ「フレイチャル」ト締約セル外國人横濱ニ着セルヲ以テ故直樹ハ直チニ石垣元七等ヲ拉シ山東氏并ニ「フレイチャル」ヲ築地ホテルニ訪ヒ同人等ノ照会ヲ以テ教師亞人「チャルレースヘンニンクル」ナルモノニ会ヒ矢野次郎山内六三郎二氏ヲ介シテ雇聘ノ条約ヲ結ヒ同五月ニ至リ瀧之川皮革製造所ノ工場ヲ開始セリ同八月始テ軍靴製造用歐風ノ皮革ヲ製出シ其一葉ヲ以テ造兵司ノ覽ニ供シタリ

同月三十日故直樹以下ノ穢多非人共民籍編入ノ制ヲ発セラレタルヲ以テ従前支配ノ職務解除ノ命ヲ東京府庁ヨリ達セラレタルヨリ同十一月二至リ王子瀧之川皮革製造所ニ非常ノ窮厄ニ遭遇セリ蓋シ皮革ハ元取捨モノタルヨリ故直樹配下ノモノ之ヲ買収シ此地ニ送致シテ後チ売買ノ自由ニ皈セシモ一朝支配解職ノ命ニ接セシヨリ洋製工場結社ノ督権モ行ハレ難ク遂ニ解散ノ止ムヲ得サルニ至レリ然レトモ外人雇聘ノ契約ハ原ト故直樹ノ名義ヲ以テセルニヨリ罷ント欲シテ罷ル能ハス然ルニ之ヲ故直樹一己ノ事業トシテ継続センカ從來ノ家産既ニ之カ為ニ消尽シ復タ資力ノ以テ支フヘキナク焦心苦慮ノ余遂ニ木挽町水町久兵衛氏ヲ説キ其幫助ヲ得テ纔ニ之ヲ維持継続スルコトヲ得タリ

同五年壬申一月大蔵省勸業司附属地浅草橋場町ナル旧鑄錢地及ヒ之レニ附属セル倉屋ヲ併セテ借用シ王子瀧之川両製造所ヲ移転セリ同三月武庫司ヨリ軍靴職工ハ当司ノ管轄スル所ニシテ全ク軍属ニ当ルニ依リ万一過失アラハ海陸軍刑律ヲ以テ処分スルノ由ヲ達セラレ四月同司ヨリ精密ノ模範ヲ以テ年々軍靴製作ノ目途ヲ巨細上申スヘキコトヲ達セラル依テ滋々拡張策ヲトリ軍靴八月々一万ヲ製出シ得ヘキ心算ヲ以テ更ニ生徒数百名ヲ募集シ養成伝習セシモ皆貧困ノ子弟ニシテ給与費多ク加フルニ創業日

尚浅キヲ以テ百事整頓セス職工未タ熟セス随テ遺算ヲ生スルコト屢々ナルノミナラス外人ノ給料亦甚タ多額ヲ要スルカ為メニ大井ニ困難ノ域ニ陥レリ是ヲ以テ水町久兵衛氏ハ大成ノ期スヘカラサルヲ慮ハカリ其倉庫ヲ封鎖シ他ノ債主モ亦裁判ニ訴ヘテ督促誅求至ラサル無キヨリ内外ノ憂患一時ニ到来シ殆ント自滅ノ境ニ沈淪スルモ尚百折撓マズ残存ノ家産ヲ拵テ其用途ニ充テ尚且資本ヲ借受シ僅カニ事業ヲ維持セシモ尔後屢々困厄ニ遭遇シ遂ニ百難ヲ冒シ家産ヲ蕩尽シテ為セルノ此業ヲ一朝拵テ北岡文兵衛氏ニ依附スルニ至レリ実ニ一大嘆息ノ至リニ勝ヘサルナリ嗚呼事既ニ此ノ如シ家ニ儋石ナク一身露裸ノ状ヲ呈スルニ至ル況ンヤ齡既ニ古稀ニ及ヒ心神事業ノ為ニ衰弱セルモ今ヤ數百人ノ生徒ハ熟達シテ全国普ク皮革製造所ノ設ケナキハ無ク諸靴製造人ニ乏シカラサルヲ見其志業ノ貫徹成就セルヲ欲ヘリ同二十二年巳丑七月二暨ノ襲フ所ト為リ遂ニ起ツ能ハス是月九日午前第九時故笠原伊佐衛門石垣元七ヲ延キ後事ヲ托シ溘焉トメ長逝セリ

右故彈直樹履歷ノ梗概ヲ叙綴シ茲ニ陳情仕候凡ソ国家ニ功勞アルモノハ是迄御追賞ノ特典ニ浴スルヲ得候例往々見聞仕候依テ故直樹ノ如キモ特別ノ御詮議ヲ以テ幸ニ相当ノ御追賞ヲ蒙ルコトアラハ地下ノ魂魄モ杳然瞑目可仕依テ此段奉懇願候也

明治三十二年四月

東京市浅草区浅草

亀岡町壹丁目拾四番地平民

彈 直樹 印

同市同区同所

同町壹丁目拾三番地平民

石垣元七 印

東京府知事男爵千家尊福殿

東京都公文書館所蔵「追賞之件 故彈直樹」より

副申書

故彈直樹履歴副申

故彈直樹ハ皮革製造ヲ業トシ維新兵制改革ノ時ニ際シ軍
隊ニ供給スル靴ハ専ラ之ヲ欧米ニ仰クヲ見謂ラク斯ノ如
ク巨額ノ供給ヲ外国ニ仰カサルヘカラサルガ如キハ国家
ノ經濟上大ニ不利益ナルナミナラス軍事上ノ欠点ナルヲ
概シ当時製靴ノ業ノ如キ世人ノ之ニ意ヲ傾クルモノナキ
モ奮然蹶起苦心慘憺ノ末米國ヨリ皮革製造教師ヲ雇ヒ入
レ徒弟ヲシテ其業ヲ学ハシメ専ラ身ヲ此業ニ委セリ然レ

トモ事創始ニ係ルヲ以テ其間百難輩出シ遂ニ家産ヲ蕩盡
シ尚多額ノ負債ヲ生スルニ至ルモ毫モ其志ヲ屈セス益々
刻苦奮勵終ニ其目的ヲ達シ能ク輸入ヲ杜絶スルニ至ルヲ
得タリ当時衛職ヲ兵部省ニ奉シ恰モ軍靴ノ製造ハ之ヲ内
國ニ於テセサルヘカラサルヘカラサルノ必要ヲ感シ専ラ
評議画策中故彈直樹ノ此挙アルヲ以テ大ニ之ヲ勸奨セリ
蓋シ百工ノ進歩セル今日ニ於テ之ヲ見ル時ハ実ニ容易ノ
業タルカ如シト雖モ文化未タ進マサルノ当時ニ遡リテ之
ヲ見レハ彼カ専ラ意ヲ国家事業ニ注ギ百難ヲ排シ終ニ目
的ヲ達スルヲ得シモノ其国家ニ裨益スル所実ニ少小ナリ
ト云フヘカラス凡ソ国家ニ功勞アルモノハ夫々御追賞相
成居候典例モ有之候儀ニ付彈直樹ノ功勞ノ如キモ相当ノ
御追賞相成可然儀ト存候衛幸ヒニ當時ノ事情ヲ熟知致居
候ニ付爰ニ副申仕候也

明治三十二年四月三十日

男爵松越 衛 印

東京府知事男爵千家尊福殿

国立公文書館所蔵「彈直樹亡父彈直樹追賞ノ件」より

故彈直樹行賞事項表(次頁の上段参照、史料原文は縦組み)

71 「彈直樹追賞の事情」の公文書について

事項	明治二年	同三年	同四年	同五年	同六年	計
出資額	円 八〇〇〇〇〇	円 二、〇一〇〇〇〇	円 二七、〇三二〇〇〇	円 五八、六七八七七五	円 三一、一九二三七〇	円 一一九、七一一四五
消費額	円 八〇〇〇〇〇	円 一、五〇七五〇〇	円 二〇、八二四〇〇〇	円 四三、九五二八〇〇	円 三三、三九二〇〇〇	円 九〇、四七六〇〇〇
収益金	朱ハ彈北岡兩名ニ係ル					(朱) 円 五七、八二五〇〇〇
職工賃金		円 六七五〇〇〇	円 四、三〇二〇〇〇	円 二八、六二〇〇〇〇	円 一七、二三五〇〇〇	円 五〇、八三二〇〇〇
同員数		名 一一	名 二八	名 一八七	名 二一三	名 四三九
生徒養成費		円 三八二五〇〇	円 七、一二八〇〇〇	円 九、一二六〇〇〇	円 五、二六五〇〇〇	円 二一、九〇一五〇〇
卒業生数		名 一七	名 一三二	名 一六九	名 一九五	名 五一三
産出額		円 三、〇〇〇〇〇〇	円 四二、〇〇〇〇〇〇	円 八九、一九七〇〇〇	円 四五、三四八〇〇〇	円 一七九、五四五〇〇〇
陸軍省納靴金	円 二、五五〇〇〇〇	円 三五、七〇〇〇〇〇	円 七一、四〇〇〇〇〇	円 三六、三三七五〇〇		円 一四五、九八七五〇〇
同足数	足 一、七〇〇	足 二二、八〇〇	足 四七、六〇〇	足 二四、二二五		足 九七、三二五
販路地	東京其他 仙台岩手柴田等ハ彈北岡兩名ニ係ル					
販売店	明治九年開設彈北岡兩名ニ係ル 仙台市					
損失費	黒ハ彈一個ニ係ル					円 九〇、四七六三〇〇
収益額	朱ハ彈北岡兩名ニ係ル					(朱) 円 五七、八二五〇〇〇

故彈直樹行賞事項要領

故彈直樹出資額

一金拾壹万九千七百拾參円拾四錢五厘

内訳

金五万円也

右金額ハ旧幕府ヨリ明治四年八月迄蘭草燈心一手販
売ノ特許ヲ蒙リ会所モ解停セラレタルニ依リ即皮革
製造伝習及軍靴製作ノ資金ニ転用シタルモノナリ

金壹万八千円也

右ハ直樹手許ノ經營費中及大小判古金等換却シテ斯
業資金ニ注入シタルモノナリ

金四千八百七拾貳円拾七錢

右ハ府下南足立郡北千住町三丁目宅地及田畑山林藪
地等合セテ九反廿八歩

同南葛飾郡澁江村貳町二反五畝及畑地三反五畝拾五
歩

千葉県下総国東葛飾郡土村字根木内新田ノ内畑地及

山林八町六反三畝廿七歩

但シ立木共悉皆売却

同村字本田ノ内田地壹町六反三畝廿七歩

本文ノ金額ニ売却シス業資金ニ注入シタルモノナリ

金參千円也

右ハ明治二年ヨリ塩谷外三氏ノ預リ金ナルモ斯業資
金ニ注入シタルモノナリ

金參千五百円也

右ハ明治三年諸口ヘ立替又ハ貸付金ナルモ漸次取立
斯業資金ニ注入シタルモノナリ

金貳万貳千円也

右ハ明治五年ヨリ同六年六月ニ至ル京橋区木挽町水
町久兵衛ヨリ借入レ斯業資金ニ注入シタルモノナリ

金壹万八千三百四拾円九拾七錢五厘

右ハ明治五年ヨリ同六年六月ニ至ル山村新兵衛外十
三名ニ対スル牝牛生皮及製革其他付属品等取引負債
額ニシテ即斯業資金ニ注入シタルモノナリ

総消費額

一金九万四百七拾六円參拾錢

内訳

金壹万二千四百円也

右ハ明治二年企業見込當時ヨリ同六年六月ニ至ル創
業費其他ノ雜費等ナリ

金貳万八千八百六十八円七拾五錢

右ハ陸軍省納靴壹足ニ付金壹円五拾錢ノ定メニテ特
約被仰付候処全ク原資料壹足ニ付金壹円五錢外ニ工

手賃金七拾錢（一人一日金三拾五錢）二人掛リト見
做シ納価ト製作原価トノ比較ノ上金貳拾五錢ノ差ヲ
生シ上納検査済ノ高九万七千三百二拾五足ニ対シ前
文ノ金額ハ消費ニ販スルモノナリ

金貳万四千四百六拾八円七拾五錢也

右ハ陸軍省納靴検査ノ際落第足數壹万七千七百七拾五
足職工ノ不熟練トハ申ナカラ壹割余ノ落第品ヲ見ル
ニ至ルモ壹足代金貳拾五錢ノ割ヲ以テ見捨費ニナシ
金四千貳百九拾參円七拾五錢ノ収入ヲ控除シ納靴料
ニ比較スルトキハ壹足金壹円貳拾五錢ノ割合ノ損失
ニシテ計算上前文ノ金額ハ消費ニ販スルモノナリ

金貳万貳千參百六円五拾錢也

右ハ明治三年八月開始ヨリ同六年六月ニ至ル年々若
干名宛ノ生徒ヲ養成シ一日壹人金拾五錢ヲ給与シタ
ル結果五百拾四人ノ卒業生ヲ見ル此月數三十五ヶ月
ニ対スル費額前文ノ如ク養成費ニ消費シタルモノナ
リ

金七千九百四拾八円八拾錢也

右ハ明治四年二月ヨリ同六年六月ニ至ル洋製皮革企
業ニ対スル雇人教師チャレースヘンニングル及通辞
壹名ノ俸給其他諸費ヲ併セテ製革売上計算差引消費
ニ販スルモノナリ

金參千七百三拾三円五拾錢也

右ハ明治五年三月ヨリ同六年六月ニ至ル水町久兵衛ヨリ借入金貳万貳千円ニ対スル年壹割ノ利子拾六ヶ月分前文ノ金額ハ消費ニ属スルモノナリ

金七百五拾円也

右ハ塩谷氏外三名ニ対スル預リ金利子年九分ノ割合

ニテ明治二年ヨリ同六年ニ至ル前文ノ金額ハ消費ニ

販スルモノナリ

収益金額

一金五万七千八百貳拾四円余

内訳

金八千円也

右ハ明治六年十一月ヨリ同廿一年十二月ニ至ル彈北

岡両名義ニ係ル軍靴製造所ヨリ年々益暮二季及彈ノ

負担タル地租家屋税等年々金五百円概算ノ金額ヲ右

軍靴製造所ヨリ受領シタル前文ノ金額ハ収益ニ属ス

ルモノナリ

金四万七千八百貳拾四円余

右ハ明治六年十一月ヨリ同廿一年十二月ニ至ル彈北

岡両名義ノ軍靴製造所ノ収益中ヨリ水町久兵衛外十

三名ニ対スル負債償却金及消費額中水町久兵衛外預

リ金ノ利子共支出額ハ前文ノ収益ニ属スルモノナリ

金貳千円也

右ハ明治八年一月廿二日浅草橋場町元鑄錢座跡敷地ノ内坪数貳千四百三拾六坪三合及建物在来総建坪六百拾二坪五合拝借被仰付置処東京府庁ヨリ金貳千式百九拾七円貳錢六厘ヲ以テ御払下相成候後北岡文兵衛へ金四千貳百九拾七円貳錢六厘ヲ以テ売却シ其売

得ハ軍靴製造所ノ収益ニ編入シタルモノナリ

前文ノ収益ハ明治三年創業以來同六年六月ニ至ル彈一

個ノ營業ニ關係無之モ参照ノ為メ掲載候モノナリ

職工及生徒ノ員數

一金五万八百三拾貳円也

内訳

金六百七拾五円也

右ハ明治三年八月ヲ以テ静岡藩授産業士族高木某ヲ

雇聘シ職工十名ヲ選抜シ教師二付シ伝習ニ従事セシ

メタルモノニシテ其教師月給金三拾円外職工壹人金

三拾五錢ヲ給シ同八月ヨリ十二月ニ至ル五ヶ月ノ金

額前文ノ如シ

金四千三百貳円也

右ハ明治四年一月ヨリ十二月ニ至ル教師壹名同補十

名へ一人金五拾錢ヲ給シ其他職工十七名前同断ニテ

前文ノ如シ

金貳万八千六百貳拾円也

右ハ明治五年一月ヨリ同十二月ニ至ル教師十一名及同補三十名職工百廿五名ノ外本年ヨリゴム靴製造教師清国人三名ヲ雇聘シ一名月給金四拾五円外二名ハ金貳拾貳円五拾錢ツ、尚同補三名ハ金拾五円ツ、職工ハ十五名ニシテ金三拾五錢ノ日給ヲ支払フテ前文ノ如シ

金壹万七千二百三拾五円也

右ハ明治六年一月ヨリ同六月ニ至ル教員廿二名同補三十名職工百四十名尚ゴム靴教師清国人三名同補三名職工十五名六ヶ月分月給日給共同断前文ノ如シ

生徒養成費

一金貳万九百壹円五拾錢也

内訳

金參百八拾貳円五拾錢也

右ハ明治三年八月十七名ノ見習生徒ヲ募集シ一人金拾五錢ヲ給シ八月ヨリ十二月迄五ヶ月分ノ給与金額前文ノ如シ

金七千百貳拾八円也

右ハ明治四年一月ヨリ十二月ニ至ル見習生徒百三拾二名ニ対シ同断ノ給与ニシテ前文ノ如シ

金九千百貳拾六円也

右ハ明治五年一月ヨリ十二月ニ至ル見習生徒百五拾四名及ゴム靴見習生徒十五名同断給与ニシテ前文ノ如シ

金五千貳百六拾五円也

右ハ明治六年一月ヨリ同六月ニ至ル見習生徒百八十八名及ゴム靴見習生徒十五名同断給与ニシテ前文ノ如シ

製革高

一金壹万貳千八百円也

内訳

金五百五拾六円五拾貳錢也

右ハ明治四年八月ヨリ同六年六月ニ至ル月數二十三月月分平均一ヶ月生牛全皮六拾九枚分五分六厘此坪二千二百二十六坪ニテ製革価壹坪ニ付金貳拾五錢替エテ軍靴製造所へ売渡代償ノ精算前文ノ如シ
牝牛全皮壹千六百枚此坪數五万九千九拾六坪余
軍靴及ゴム靴其他長半長靴
一金拾七万九千五百四拾五円也

内訳

金參千円也

右ハ明治三年八月ヨリ同年十二月ニ至ル五ヶ月ニ対スル軍靴出来高二千足納価壹足代金壹円五拾錢割ニ

テ前文ノ如シ

金四万貳千円也

右ハ明治四年一月ヨリ同十二月ニ至ル一ヶ年軍靴出来高二万八千足納価同断前文ノ如シ

金八万九千九拾七円也

右明治五年一月ヨリ同十二月ニ至ル軍靴出来高五万六千足納価同断金八万四千円也

外ニゴム靴其他長半長靴ノ類千二百六拾足ニ対スル代金五千九拾七円ヲ合算シテ前文ノ如シ

金四万五千三百四拾八円也

右明治六年一月ヨリ同六月ニ至ル六ヶ月軍靴出来高二万八千五百足ニ対スル納価同断金四万二千七百五拾円外ニゴム靴其他長半長靴ノ類六百三十足ニ対スル代金貳千五百九拾八円ヲ合算シテ前文ノ如シ

右八年々ノ製作高ニシテ陸軍省納入ノ際拾壹万四千五百足ノ内検査合格九万七千三百廿五足ニ対スル落第品壹万七千七百七十五足ハ未タ職工ノ不熟練ト陸軍

武庫司ヨリ一ヶ年六万足宛上納可致旨明治五年ヨリ向十ヶ年間御書取ヲ以テ御命令ヲ蒙リ候故職工ニ不足ヲ告ケ見習生徒中職工ニ繰上ケ製作セシメタル結果不良品ノ多キヲ見ルニ至リシモノナリ

尚ゴム靴長半長靴ノ類ハ注文ニ応シ製作スルモノナレ

ハ敢テ廢物ノ虞ナキヲ以テ精算通収入アリタルモノナリ

陸軍省納靴足数代価年別割

一金拾四万五千九百八拾七円五拾錢也

内訳

金貳千五百五拾円也

右ハ明治三年八月ヨリ同十二月ニ至ル五ヶ月分陸軍省検査済千七百足納靴金壹円五拾錢ノ壹足代価トシ

テ前文ノ如シ

金三万五千七百円也

右ハ明治四年一月ヨリ同十二月ニ至ル陸軍省検査済二万三千八百足ノ納靴壹足代同断ニテ前文ノ如シ

金七万四千四百円也

右ハ明治五年一月ヨリ同十二月ニ至ル壹ヶ年陸軍省検査済四万七千六百足納靴壹足代同断ニテ前文ノ如シ

金三万六千三百三拾七円五拾錢也

右ハ明治六年一月ヨリ同六月ニ至ル六ヶ月分陸軍省検査済二万四千二百廿五足納靴壹足代同断ニテ前文

ノ如シ

販路地各別

一金壹万貳千八拾八円七拾五錢也

右ハ東京北海道ニシテ

宮内省調度課御用ヲ始メ

宮方及貴紳其他府県ヨリ注文及陸軍省検査落第軍靴ハ北海道へ見捨売ニテ壹万七千七百七拾五足ヲ以テ壹足代価金貳拾五錢割ニ売却シ金四千二百九拾三圓七拾五錢其他ノ諸靴類代金七千七百九拾五圓ヲ合算シテ前文ノ如シ販路売店其數

宮城県仙台市大町壹丁目

彈北岡組軍靴御用支店

右ハ明治九年十月ヨリ同鎮台御用トシテ支店ヲ開設ス

岩手分営

柴田分営

右ハ仙台市支店持ニテ孰レモ御用受仕候

前文ノ支店開設モ明治六年六月以後ニ係ルヲ以テ彈一個營業ニハ関係無之トモ参照ノ為メ掲載ス

損益対照

一金九万四百七拾六圓參拾錢也

右ハ故直樹一個ノ消費高二対スル損失也

明治二年ヨリ同六年六月ニ至ル皮革製造伝習創業消費

高金壹万貳千四百圓也

陸軍省納靴壹足金壹圓五拾錢ニ対スル当方原価金壹圓

七拾五錢ニ比シ金貳拾五錢ノ差九万七千三百廿五足ニ対

シ金貳万千八百六拾八圓七拾五錢ノ損毛ナリ

陸軍省納入検査ノ際落第シタル足數壹万七千七百七拾五足ハ壹足金貳拾五錢割ニ売却シタル代金四千二百九拾參圓七拾五錢ノ収入ヲ控除シ納靴壹足ニ比シ金壹圓貳拾五錢ノ差ニ対シ金貳万千四百六拾八圓七拾五錢ハ損毛ナリ見習生徒養成費ハ明治三年八月ヨリ同六年六月ニ至ル一人金拾五錢ヲ給与シタル三十五ヶ月分五百拾三人ニ対比スル養成費金貳万貳千參百六圓五拾錢ハ消費中ノ損毛ナリ

皮革製造伝習ニ対スル雇人チャレースヘンニングル及通辞壹名ノ給料ハ明治四年二月ヨリ同六年六月ニ至ル製革売却高二対比シ金七千九百四拾八圓八拾錢ノ消費ハ損毛ニ販スルモノナリ

水町久兵衛外預リ金ノ利子ハ明治五年三月ヨリ同六年六月ニ至ル金四千四百八拾參圓五拾錢ノ消費ハ損毛ニ販スルモノナリ

収益金

一金五万七千八百貳拾四圓也

右ハ故直樹一個ニ係ル斯業中ハ収益ヲ視ルコトナク即明治六年十一月彈北岡両名義ニシテ軍靴製造御用継続ノ當時ヨリ規律ヲ嚴ニシ工手賃ヲ改良シ就中前借金貳万円ノ御聞届モ有之旁前文ノ収益ヲ視ルニ至リシモノナリ

内訳

金四万三千三百四拾円九拾七錢五厘

右ハ水町久兵衛外十有余名ノ負債及預リ金利子等悉皆同製造所ヨリ償却シタルヲ以テ収益中ヨリ支出シタルナリ

金八千円也

右ハ明治六年十二月ヨリ同廿一年十二月ニ至ル益暮二季及彈ノ地租家屋税ハ同製造所負担ニシテ支出セシヲ以テ収益ニ属スルモノナリ
金四千四百八拾三円五拾錢也

右ハ明治五年三月ヨリ同六年六月ニ至ル水町久兵衛外預リ金ニ対スル利子前文ノ金額ハ収益中ヨリ支出セリ

金貳千円也

右ハ浅草橋場町元鑄錢座跡敷地建坪共北岡氏ニ売却ノ収益ナリ

工場異動及敷地建物坪数

陸軍省造兵司ヨリ拝借

王子瀧ノ川元反射炉跡

敷地坪数六千貳百坪

建物坪数六百五十坪

右ハ明治三年十一月皮革製造伝習所及軍靴製造所トシテ拝借被仰付候処同四年十二月中当方ノ都合ヲ以テ同所

御返地ノ上引払申候

浅草橋場町元鑄錢座跡

敷地坪数貳千四百三拾六坪三合

建物坪数六百拾貳坪

右ハ明治五年二月ヨリ東京府庁ニテ拝借被仰付修繕ヲ加ヘ同製造所ニ充来リ候処其後御払下ヲ蒙リ当時北岡氏ニ売渡申候也

「陸軍省造兵司ヨリ拝借地 王子瀧ノ川元反射炉跡」図面「略」

「浅草橋場町元鑄錢座跡」図面「略」

国立公文書館所蔵「弾直樹亡父弾直樹追賞ノ件」より

追申書

一 弾家ハ天正十八年八月已降徳川氏ノ制ヲ承ケ開府ノ際其主管ヲ任セラレタル種族ニハ長吏猿引非人以下ニシテ其国々ハ

武蔵 安房 上総 下総 常陸水戸領 上野 下野見沼普通

伊豆 相模 駿河一部 甲斐一部 陸奥一部 三河一部

ヲ統轄シ彼ノ種族トシテ一切ノ委任ヲ蒙リ罪科ハ経重ヲ論セス独載ヲ以テ所断シ又家職トシテ刑場及ヒ探偵等ヲ干与セシコト不尠故ニ天和貞享両年度本所又ハ葛西領嘉

兵衛新田ノ内五百石高ノ土地拝領致度旨情願セシニ評定所ニ召サセラレ詮議ノ上武家邸ノ願其他運上場年期中ノ差障ヲ生シ認許致シ難ク旨經過セシ処元禄十五年年中始テ常陸下総両国ノ内耕種ニ係ル蘭草燈心ヲ以テ一手販売ノ特許ヲ蒙リ会所ヲ設ケ其収益ヲ以テ経営ニ充テ之ヲ當時ノ石高二積算スルニ概シテ五百石ニ方ル然ルニ幕府末造国事多端ニ伴ハレ用途繁劇ヲモ不顧精勵ノ廉ヲ以テ其身登庸ノ榮ヲ辱フセシ当初町奉行所年番方ヨリ口達ニテ与力格ノ内意ヲ得一層公事ニ力ヲ竭ス爾來時勢一大変遷ニ遭遇シ慶応四戊辰年五月中幕政ヲ解セラレ市制裁判所ノ附屬トナリ都テ幕府措置ノ通ノ恩命ヲ被リ勤務中同年七月三日和泉橋通医学所ノ用途ヲ命セラレ其後大病院又ハ大学東校等ノ名称替モ有之ト雖モ熟生ヲ養成スル賄方等ニ専心勉勵セル故追テ褒賞ノ御沙汰ヲ辱フシ今ニ第二病院ノ賄方ヲ勤続セリ同己巳年九月十日東京府庁ヨリ高名輪元松平誠丸侯邸内ヲ教育所ニ充テ市中ニ徘徊ノ無頼漢及非人等御教育被為遊候御趣意ニ付明十一日ヨリ同所ハ詰合セ本府物産局ノ指揮ヲ請フヘキ旨ノ命ヲ蒙リ即手代二名副四名部下ノ者四十名撰擢シ受持掛ヲ定メ即日引連來リシ者ハ篤ト出生ヲ取糺シ府下ニ父兄身寄又ハ地方ニテモ確認スヘキ身元アル者ハ其父兄身寄ニ引渡シ或ハ帰郷ヲ申付良民ニ復セシメルノ當時大参事トシテ大木

民平殿親シク巡視アラセラルコト数度ニ及ヒ全く無籍ト決シタル者ハ同所ニ於テ手業ヲ受ケ強壯者ハ土木事業又ハ下総小金原開墾場ニ傭レタル者モ有之偏ニ御教育ノ恩典ニ浴シ効果ヲ奏シタル如斯而シテ彈氏ノ統轄セシ種族ヲシテ民籍編入ノ以前ニ在テ故直樹ハ明治四辛未年六月民部省勸農局出仕同年七月大藏省ト改正後モ引統勸業司執務中其年八月統轄ノ種族一般民籍編入ノ御布告ヲ奉戴シ古今未曾有ノ御盛典ト難有奉感佩候同時ニ主管職務ハ解ケ從來ノ経営ニ充ル即士族ノ秩禄ニ換ル燈心会所ノ特許ハ免除セラレ就中国家ノ為冀凶シタル皮革洋製法及軍服用諸靴製造ニ関シ巨万ノ創業費ヲ擲棄シ方嚮途ヲ失ヒ遂ニ回復ノ期ナキニ至リシハ前ノ履歷書ニモ詳述シタル次第ヲ以テ偏ニ御憐察ヲ垂レサセラレ特別ノ御詮議ヲ以テ追賞ノ御沙汰被成下度再ヒ秃筆ヲ執テ及追申候也

東京市浅草区浅草亀岡町一丁目拾四番地

平民

彈 直樹

同市同区同町拾三番地

平民

石垣元七

東京府知事男爵千家尊福殿